

社会福祉法人福島福祉施設協会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福島福祉施設協会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- 一 会長及び常勤役員（以下「常勤役員等」という。）については、報酬を支給する。
- 二 本項第1号に該当しない役員等については、別表1に定める業務に応じた報酬を支給する。
- 三 役員等が当法人の用務のため旅行する場合には、その旅行について別表2に定める旅費を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 一 報酬については、別表3に定める額
- 二 通勤手当については、別表4に定める額

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長に対する報酬の支給時期は、報酬年額の2分の1の額を毎年9月と3月に支給する。

2 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、報酬年額を12で除した額と通勤手当の合計を毎月21日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第6条第2項に準じた日とする。

3 第2条第1項第2号に該当する役員等に対する報酬は、法人業務を行った都度、支給する。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

5 第2条第1項第3号に規定する旅費は、当法人の用務のため旅行する都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- 一 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- 二 50銭以上1円未満の端数については、これを1円切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(社会福祉法人福島福祉施設協会役員費用弁償規則及び社会福祉法人福島福祉施設協会常勤役員の給与等に関する規則の廃止)

2 社会福祉法人福島福祉施設協会役員費用弁償規則（平成8年3月26日制定）及び社会福祉法人福島福祉施設協会常勤役員の給与等に関する規則（平成4年4月制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条第2号関係）

(1) 評議員

業務内容	報酬の額（日額）
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

業務内容	報酬の額（日額）	1年の報酬範囲（年額）
理事会への出席	5,000円	60,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円	

(3) 監事

業務内容	報酬の額（日額）	1年の報酬範囲（年額）
評議員会・理事会への出席	5,000円	90,000円
監事監査、所轄庁等の監査へのための出勤	8,000円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円	

別表 2（第 2 条第 3 号関係）

交 通 費	日 当（1 日につき）	宿泊料（一夜につ き）	食卓料（一夜につ き）
実 費	3, 0 0 0 円	1 4, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円

備考： 1 東京都内の特別区における交通費は、滞在 1 日につき 1, 7 0 0 円とする。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は、船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

3 常勤役員等に対する日当については、職員旅費規程第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条に準ずる額を支給する。

別表 3（第 3 条第 1 号関係）

役 職	報酬の額（年額）
会 長	3 0 0, 0 0 0 円
常勤役員等	5, 0 0 0, 0 0 0 円

別表 4（第 3 条第 2 号関係）

役 職	通勤手当
会 長	支給しない
常勤役員等	職員給与規程第 1 4 条の規定に準ずる額